

『福祉文化研究』投稿規定

(平成12年3月25日制定)

1. 本誌への投稿は共著者も含めて本学会員であることを原則とする。
2. 他誌に発表された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。
3. 本誌は原則として依頼原稿、投稿原稿およびその他によって構成される。
 - (1) 投稿原稿の種類とその内容は以下のとおりとする。
 - ①論文 (Original Article)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究論文および考察
20,000字程度 (40×40で13枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ②研究ノート (Short Article)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文
16,000字程度 (40×40で10枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ③その他 (Others)
・福祉文化の視点や生活者の視点に立つ活動、政策、動向などについての提案・提言
15,000字程度 (40×40で9枚程度) (要約、図、表および写真も含む)
 - ④現場実践論 (Activity Report)
福祉文化の視点や生活者の視点に立つ現場実践から生まれた問題提起や提案、提言、方法論
・福祉文化活動に関する実践報告 (活動の結果創り出された作品等の紹介、報告も含む)
いずれも16,000字程度 (40×40で10枚程度) (図、表および写真も含む)
 - ⑤資料 (Information)
福祉文化を論じ、または実践する上で有益な資料
16,000字程度 (40×40で10枚程度) (図、表および写真も含む)
 - ⑥福祉文化評・書評
・掲載論文に対する意見、海外事情、関連学術集会の福祉文化的視点からの報告など
4,800字程度 (40×40で3枚程度) (図、表および写真も含む)
・福祉文化の視点や生活者の視点から執筆された著作についての書評
3,200字程度 (40×40で2枚程度) (図、表および写真も含む)
 - (2) 投稿原稿のうち①と②の構成は別表に準ずるものとする。
 - (3) ①～⑤は査読者による査読の対象となる。
 - ①～②は査読者は原則2名とする。
 - ③～⑤は査読者は原則1名とする。
 - ⑥は編集委員による審査とする。
4. 投稿原稿の採否は、原則として査読者2名の審査を経て、編集委員会で審議し決定する。2名の査読者の審査が著しく異なる場合は、第三の査読者を立てる場合がある。最終的には編集委員会の判定により、採否および掲載原稿の種類の変更を勧めることがある。

(別表) 論文と研究ノートの基本構成

項目	内容
抄録、要旨、まとめ	目的・方法・結語に分けて見出しを付けて記載すること(1,000文字以内)
キーワード	6語以内
1. はじめに、まえがき	研究の背景・目的
2. 研究方法(方法と対象・材料)	研究・調査・分析に関する手法の記述および資料・材料の集め方
3. 研究結果	研究等の結果
4. 考察	結果の考察・評価
5. 結語(おわりに・あとがき)	結論(省略も可)
文献	6. 投稿原稿の執筆要領(10)に従う

5. 編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることがある。修正を求められた原稿は、できるだけ速やかに再投稿する。なお、返送から1ヵ月以上経過しても連絡がない場合は投稿取り下げとみなすことがある。

編集委員会で修正を求められ再投稿する場合は、指摘された事項に対する回答を、別に付記するものとする。

6. 投稿原稿の執筆要領

論文または研究ノートとして投稿する場合は、別表「論文と研究ノートの基本構成」に従って構成すること。

(1) 原則としてパソコン、ワープロを使用すること。A4判用紙に、横書きで40字×40行で印字する。数字(2桁以上)および英字は原則として半角とする。

手書きの場合は400字詰横書きの原稿用紙を使用する。数字(2桁以上)および英字は原則として1マスに2字とする。

(2) 番号のふりかたは以下のようにする。

1……………章番号

1-1……………小章番号

1)……………節番号(大きな区切り)

(1)……………次に大きな区切り

①……………細目番号(列挙して説明する時など)

(3) 原則として新かなづかいを用い、できるだけ簡潔に記述する。誤字やあて字が多く、日本文として理解が困難な場合は返却することがある。

(4) 投稿原稿は、原則として日本文とする。外国語の原稿を投稿する場合は事務局に問い合わせること。

(5) 数字は算用数字を用い、単位や符号は慣用のものを用いる。

(6) 特殊な、あるいは特定分野のみで用いられている単位、符号、略号ならびに表現には必ず簡単な説明を加える。

(7) 外来語は、片かなで書く。外国人名や適当な日本語訳のない述語などは、原綴を用いる。手書きの場合、ローマ字は活字体を用い、イタリック体で記述する場合は、アンダーラインで示す。

(8) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつける。本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。図、表、写真は原則としてそのまま掲載できる明瞭なものとする。図、表にはタイトル、写真にはキャプションをつけること。

(9) 原稿には投稿票を付し、所定欄にもれなく記入する。

異なる機関に属する共著である場合は、各所属機関に番号をつけて氏名欄の下に一括して示し、その番号を対応する著者の氏名の右肩に記す。

(10) 文献の記載様式

①引用文献は、本文尾引用箇所(の肩に1)、2)などの番号で示し、本文の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は(1)、(2)などの番号で示し、本文の最後一括して番号順に記載する。文献の著者が3人までは全員、4人以上の場合は3人目までをあげ、4人目以降は省略して～、他とする。

②雑誌名は、原則として省略しないこととする。その雑誌が使用している略名がある場合は、使用してもよい。

③記載方法は下記の例に準ずる。

<雑誌の場合>

著者名「表題」『雑誌名』巻、発行年(西暦); pp.-.

(例)

1) 太田貞司「高齢者ケアと福祉文化」『福祉文化研究』Vol. 9、2000; p. 5. (複数ページの場合はpp.5-6.)

<単行本の場合>

著者名「表題」編者名『書名』発行所、発行年(西暦); pp.-.

(例)

2) 一番ヶ瀬康子「福祉文化とは何か」一番ヶ瀬康子・河島修・小林博、他編『福祉文化論』有斐閣、1997; p. 19. (複数ページの場合はpp. 19-20.)

原則として、特殊な報告書、投稿中原稿、私信などで一般的に入手不可能な資料は、文献としての引用を差し控える。

-
7. 投稿原稿は、本文、図、表、写真、抄録などもすべて正1部、副2部を送付する。副本は複写でもよい。パソコン、ワープロで作成した投稿原稿は、原文をワード又はテキスト形式に変換し、電子記録媒体（USBメモリー等）にコピーして添付すること。
 8. 原稿の提出期日は8月末日（当日消印有効）とし、刊行は年1回3月とする。
 9. カラー等特殊な印刷を希望する場合には、著者負担とする。
 10. 本誌に掲載された論文の原稿は、原則として返却しない。
 11. 投稿原稿送付の際は、封筒の表に「福祉文化研究原稿」と朱書きし、日本福祉文化学会事務局（または、編集者の指定する送付先）に郵送する。
 12. 掲載原稿の著作権は本学会に帰属する。ただし、本学会が必要と認めたとき、あるいは外部から引用の申請ならびに著作権使用の申請があった時は、「日本福祉文化学会著作権規程」に基づき編集委員会で審議の上、これを認めることがある。
 13. 著者校正は1回とする。基本的に校正の際の加筆は認めない。
 14. 本誌に掲載された著者に本誌を2部送付（贈呈）する。別刷りを希望する場合は有償となる。部数ごとの金額については、該当者へ連絡をする料金表を参照すること。
 15. 「福祉文化研究」に掲載された論文等は、掲載1年後以降、学会のホームページに公表される。
 16. その他、本規定に関する問い合わせは本部事務局へ。

付則 平成12年3月25日より施行する
平成24年12月22日より一部改正し施行する